

被保険者証の更新について

国保の窓口からお願い

現在国保に加入されている皆さんには、平成26年10月1日から使用する新しい被保険者証が9月中旬に配布されます。

被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

そこで、受診される方は次のことを必ず守ってください。

- 1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成26年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 2 70歳以上の方は、別途負担割合を表す証として「国民健康保険高齢受給者証」を交付しておりますので、被保険者証といっしょに保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 3 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。
- 4 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

◎資格異動の手続きのときは

社会保険への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を町役場へ持参してください。また、世帯主の変更や住所変更などのときは、国保に加入する世帯全員の被保険者証を町役場へ持参してください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 健康推進係 ☎79-2113

◎臨時福祉給付金

◎子育て世帯臨時特例給付金

申請手続きを忘れていませんか？



カクニンジャ

7月から受付を開始した2つの給付金につきましては、以下の要件に該当する方々に事前に申請書を送付しておりますので、申請がまだの方は早めの手続きをお願いいたします。

また、1人暮らしや入院・入所中の方などで、手続きされていない場合も考えられますので、近所に気になる方がいらっしゃる時は声かけをお願いいたします。

◆基準日（平成26年1月1日）において藤里町に住民登録されている以下の方

【臨時福祉給付金】

対象者：住民税の非課税者 ※課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く

1人につき10,000円 ※高齢基礎年金等や児童扶養手当の受給者は15,000円

【子育て世帯臨時特例給付金】

対象者：平成26年1月分の児童手当の受給者

※臨時福祉給付金の対象となる児童、児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者は除く
子ども1人につき10,000円

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113